

十和田市ひらかれた議会づくり基本条例の概要

十和田市ひらかれた議会づくり基本条例は、平成26年6月18日に制定され、平成27年1月1日に施行されます。

【1. 十和田市ひらかれた議会基本条例とは】

市民にひらかれた透明性の高い議会運営と市民参加を議会のあるべき姿に掲げ、議会の基本理念や基本方針など議会に関する基本的事項を定めたものです。

【2. 制定の理由】

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自主性と自立性が拡大しているなか、二元代表制の一翼を担う地方議会が果たすべき役割や責務も一層重要となっています。このような時代の中で、十和田市議会は市民にひらかれた透明性の高い議会運営を実現するとともに、市民の負託に真摯に答えていくことを決意し、議会における活動の支柱となる十和田市議会ひらかれた議会づくり基本条例を制定しました。

※「二元代表制」

「議会の議員」と「市長」を市民が直接選挙で選ぶ制度のことで、「議員内閣制」の国会で国会議員が総理大臣を選んでいることと違い、どちらも市民の代表であることから、議会と市長は対等の機関として、お互いに抑制、協力することで緊張感を保ちながら自治体の運営に取り組む制度のことで。

【3. 十和田市ひらかれた議会基本条例の特徴】

No.	内 容	条 項
1	「市民との意見交換会」等を実施します。	第6条
2	議長及び副議長の選挙の前に、本会議において、所信表明の機会を設けます。	第7条
3	行政側に「反問権」を付与します。	第8条
4	議長は、市長に対し、同意を求める者の選考理由の説明を求めることができます。	第9条第1項
5	市長は、同意人事に関して任期満了、退職等があった場合は議会にその旨を通知します。	第9条第2、3項
6	議長は、重要な事業等の説明について、全員協議会を開催し、市長等から説明を求めることができます。	第10条
7	「議員の定数」、「議員報酬」を改正するための議案を議員が提出するときは、明確な理由を付して提出します。	第20条 第21条
8	議会改革に継続的に取り組みます。	第22条